

東大阪市

災害廃棄物処理ハンドブック

～今から知っておきたい 災害時のごみのこと～



地震や風水害の後には、いつものごみに加え、大量の災害廃棄物が発生します。災害廃棄物を一日も早く処理し、日常生活を取り戻すために、市民の皆様を知っておいていただきたいこと、ご協力をお願いしたいことをまとめました。

1. 災害廃棄物って？

大地震や水害などが発生した場合は、いつもの生活で発生するごみに加えて、壊れたり浸水した家財道具や、がれきなどの災害廃棄物が大量に発生します。

災害廃棄物を一日も早く処理し、日常生活を取り戻すには、市民の皆様のご理解、ご協力が必要です。



壊れた家具や濡れた畳などは、早く捨ててしまいたいんだけど…

いつも家庭ごみを出している場所や道路脇に自己判断で捨ててしまうと、交通の妨げになることもあります。市の広報を確認し、指定された仮置場に分別しての廃棄にご協力をお願いします。



ただでさえ災害の後は大変だと思うけど、分別までしないといけないのはどうして？

いろんなものが混ざったごみが大量に捨てられると、スムーズに処理ができません。皆さんの身近な仮置場に長い間ごみが積み上げられ、腐敗して悪臭のもとになることもあります。一日も早い復旧のため、ご協力をお願いいたします。



災害廃棄物の仮置場の様子
大量の災害廃棄物が積み上げられている



道路脇に積み上げられた家財道具など
一部が道路にあふれている

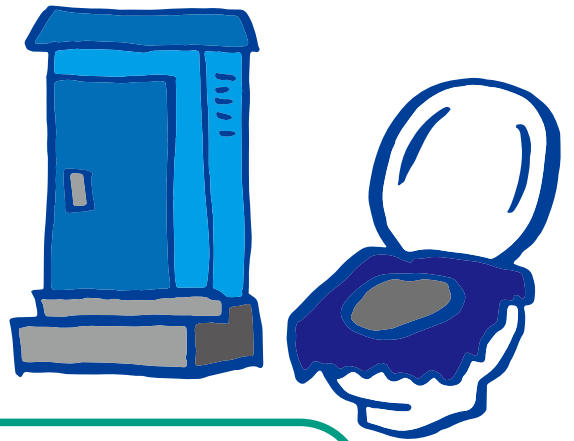
2. 災害ではどんなごみが発生するの？



生活ごみ／避難所ごみ

家庭ごみ(生ごみなど燃えるもの)、
あきかん・あきびん、ペットボトル、
プラスチック製容器包装など

災害が起こると「片付けごみ」や「がれき」
が大量に発生します。また、避難所からは
「避難所ごみ」が発生し、トイレが使えな
ければ「し尿」の処理を急いで考えない
といけません。もちろん、発災後も家庭か
ら日々「生活ごみ」は発生します。



し尿

断水した世帯や、
避難所等の仮設トイレで発生



片付けごみ

壊れたり、水に浸ったりして
使えなくなった家具、家電、畳など



がれき

壊れた家屋、建物から発生する
木くず、コンクリートなど

3. どうやって捨てればいいのか？

ごみの捨て方や収集開始時期は、災害の規模によって異なります。

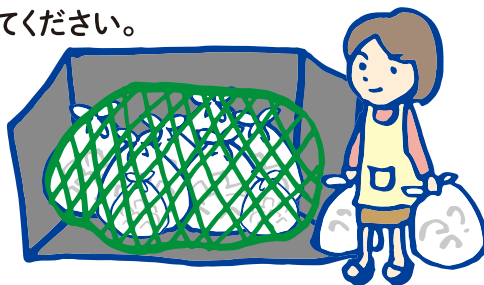
自己判断で捨てずに、**市の広報を確認してください。**

生活ごみ

腐敗する生ごみなどは、災害発生後**3～4日**を目途に収集を再開します。

いつもどおり、家庭ごみ(もえるごみ)を出す場所に捨ててください。

資源ごみ(ペットボトル、プラスチック製容器包装)などは、収集体制が整うまでご家庭での保管をお願いする場合があります。市の広報にしたがってください。



避難所ごみ

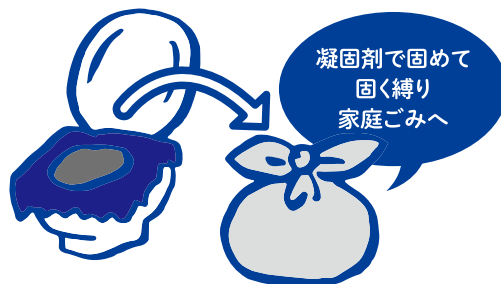
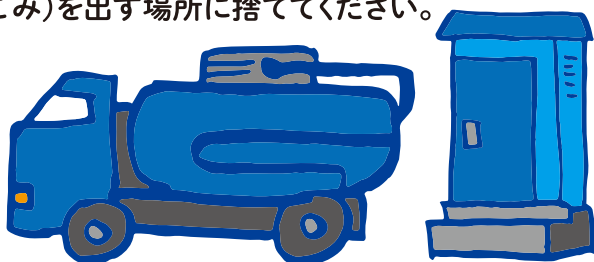
避難所ごとに掲示される分別ルールにしたがってください。



し尿

くみ取り対象世帯や避難所仮設トイレのし尿は、市が収集します。

ご家庭で使用した後の携帯トイレは、凝固剤でしっかり固めてから、市の広報にしたがって家庭ごみ(もえるごみ)を出す場所に捨ててください。



片付けごみ

発災後に仮置場について広報しますので、持ち込んでください。仮置場の場所、受付開始日や時間、分別区分などは、広報をご確認ください。

仮置場に持ち込む片付けごみは、可能な範囲で分別をお願いします。

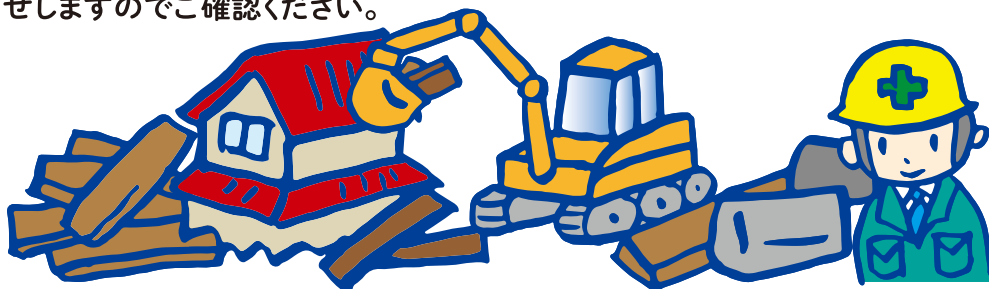
高齢者世帯など、自分で仮置場までごみを持ち込むことが困難な場合があります。地域で助け合ったり、ボランティアに相談することも検討してください。



がれき

倒壊した家屋の解体は、原則、所有者の方の責任で業者に依頼してください。

ただし、大規模災害では、市が公費解体を行う場合もあります。その場合、申請方法等は市の広報でお知らせしますのでご確認ください。



便乗ごみ ダメ!ゼツタイ!!

仮置場に「災害と関係のないごみ(便乗ごみ)」を捨てると、処理がますます大変になり、復興・復旧が大幅に遅れます。

場合によっては、不法投棄(犯罪)になりますので、絶対に便乗ごみを持ち込んだり、捨てたりしないでください!!

市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。



4. 災害廃棄物は どのように 処理されるの？

持ち込み先に**注意!**

災害の規模等によって、片付けごみを**一次仮置場**に持ち込む(市民仮置場が指定されない)ケースと、**市民仮置場**に持ち込むケースがありますので、**持ち込み先は必ず広報で確認**してください。

仮置場に集められたごみは、可能な限り再利用(リサイクル)します。その他のごみは焼却などの中間処理を行って、最終処分場へ埋め立てます。

円滑な処理のため、分別へのご協力をお願いいたします。分別区分はいつものごみの分別と異なる部分がありますので、**市の広報や仮置場での掲示をご確認ください。**

市民仮置場

大規模災害時など、大量に発生した片付けごみを市民の皆様を持ち込んでいただく場所です。地域で分別等の管理にご協力をお願いいたします。



一次仮置場

建物解体がれき等が集められる場所です。重機などで分別作業も行います。



二次仮置場

大量のがれきを砕く、選別するなど中間処理を行います。



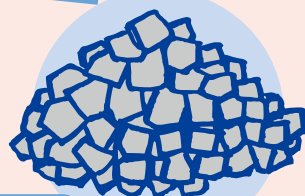
焼却



埋立

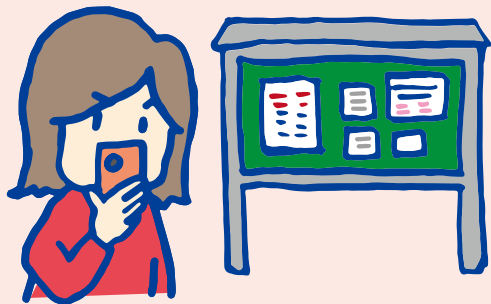


リサイクル



5. どんなことに 気をつければいいの？

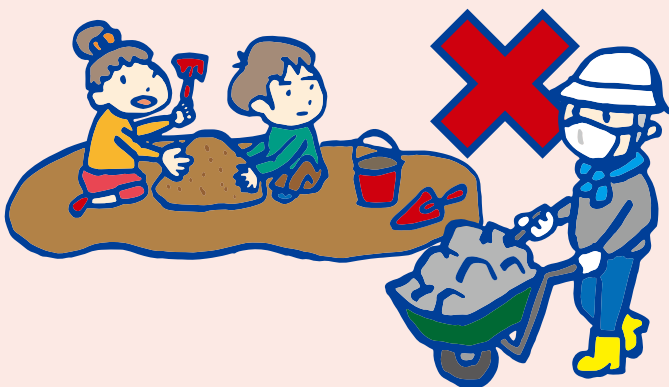
ごみを捨てるときは、市の広報や避難所の掲示を確認し、落ち着いた行動をお願いします。(収集日、場所などがいつものごみ収集と異なる場合があります)



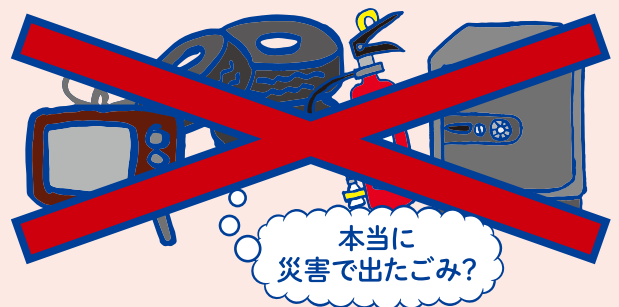
生ごみ等の収集を優先します。急を要さないごみは、極力保管いただくよう、ご協力をお願いします。



道路脇や、仮置場として指定されていない公園・空地等にごみを出さないでください。



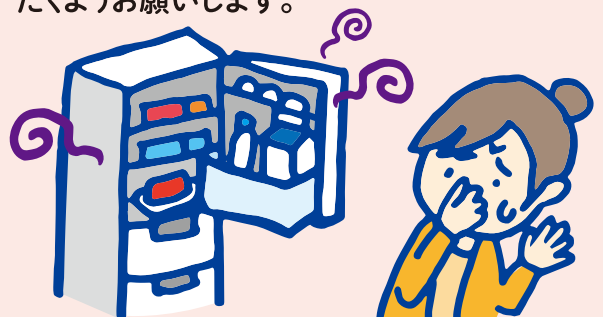
生活ごみや、災害と関係のない便乗ごみ、不法投棄ごみを仮置場に持ち込まないでください(り災証明書や身分証明書などをご確認ください)。



仮置場へ持ち込む段階で、可能な範囲で分別をお願いします。



片づけごみとして冷蔵庫を出すときは、生ごみを入れたまま捨てないようにしてください。仮置場に持ち込む前に、必ず確認していただくようお願いします。



6. 今から備えておけることは？

- 情報入手する方法を確認しておきましょう。

- ・市ウェブサイト <https://www.city.higashiosaka.lg.jp/>
- ・Facebook @higashiosaka.city
- ・Twitter @higashiosaka_pr
- ・広報誌、広報車、報道発表、防災行政無線
- ・掲示(避難所、仮置場) など
- ・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」



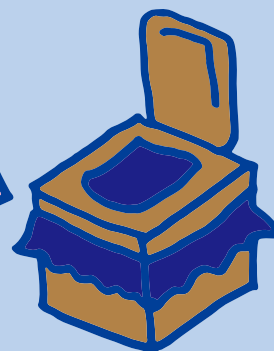
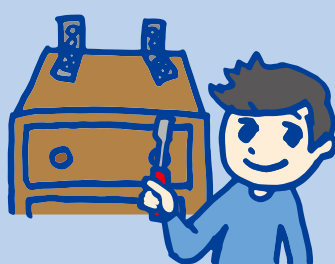
- どうすればいいかわからないときの問い合わせ先を確認しておきましょう。

- ・災害廃棄物について
環境部 環境事業課 06(4309)3200
※発災直後は、電話がつながりにくくなることが想定されます。収集体制を確保し、捨て方などを速やかに
広報しますので、そちらもご確認願います。
- ・り災証明書について
市民生活部 市民生活総務課 06(4309)3158



- 不要なものは処分しておきましょう。また、家具が倒れないよう固定しておきましょう。災害発生時に市民の皆様の身の安全を守るだけでなく、片付けごみの発生を減らすことにつながります。

- 水、食料と一緒に、携帯トイレ(トイレパック:凝固剤と処理袋のセット)も1週間分を目安に備蓄しておきましょう。



災害が発生した後に大量に発生した災害廃棄物をスムーズに処理できるよう、東大阪市では「東大阪市災害廃棄物処理計画」を策定しました。

(<http://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000030108.html>)

1日も早い復旧、復興を目指して、本市の廃棄物処理にご理解とご協力をお願いいたします。

東大阪市災害廃棄物処理ハンドブック

令和3年3月 東大阪市環境部環境事業課

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号 電話：06(4309)3200 ファクス：06(4309)3829